

議 事 録

1. 日 時 令和元年 11 月 29 日 (金) 午後 2 時 00 分～
2. 場 所 四万十市役所 6 階 議員協議会室
3. 出 席 者

農業委員会事務局

農業委員会事務局長：篠田 幹彦

農業委員会事務局長補佐：吉田 貴浩

農業委員会事務局係長：中山 珠美

事務局：主幹：宮川 昭人

事務局：主幹：室津 康志

事務局：主事：永野 ほのか

4. 議 案

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について (1～3 番)

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請進達について (1 番)

第 3 号議案 非農地証明書の交付について (1～5 番)

第 4 号議案 農用地利用集積計画 (案) について (1 番)

第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請進達について (1 番)

その他

○ 事務局

只今から「四万十市農業委員会 12 月総会」を開会いたします。なお、本日追加議案の提案をお願いしております。第 5 号議案としまして農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請進達についてです。この件に関しても後ほどご審議をお願いします。本日の欠席委員は、議席番号 7 番 遠地美千代委員、議席番号 9 番 山本 官委員です。本定例会は「農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定」により、在任委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない事となっております。本日の出席委員数は 19 名中 17 名の出席となりますので、会議は成立しております。推進委員は小野 芳夫委員、田邊 次男委員より欠席の報告がありました。それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますので、福留会長に以降の議事の進行をお願いいたします。

◆ 議 長 (福留会長)

本日は令和元年最後の総会となりました。12 月は総会がありませんので、次回は 1 月 9 日木曜日となります。

それでは、本日の会議を開催いたします。議事録は事務局にお願いしまして、議事録署名委員さんは議席番号 1 番 篠田 新生委員、議席番号 6 番 谷崎 容子委員にお願いします。

◎それでは第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1・2 番について説明 (入田)

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による申請について説明いたします。議案書は 2 ページになります。

番号 1 と番号 2 につきましては譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。番号 1。土地の表示は、入田 三代地、2060 番、登記地目、現況ともに畑、面積は 23 ㎡、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。番号 2。土地の表示は、入田 三代地、2059 番、登記地目、現況ともに畑、面積は 128 ㎡、他 1 筆、

申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は農作業暦 13 年の 65 歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機を所有しているとのこと。通作距離につきましては、自宅から約 2 分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、165a ですので問題ありません。

また、申請地は、現在の状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので周辺の農地に与える影響などはありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

3 番について説明（岩田）

続きまして番号 3。土地の表示は、岩田 上野地、1271 番 1、登記地目、現況ともに畑、面積は 337 m²、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 38 年の 73 歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約 1 分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、74a ですので問題ありません。また、申請地は、現在の状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので周辺の農地に与える影響などはありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1 番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

1 番と 2 番の 2 件ですが事務局の説明どおりで問題ありません。よろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特にありません。

◆議 長 （福留会長）

「3 番の関係委員さん」ですが、山本委員が欠席ですので武井推進委員をお願いします。

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

山本委員が本日欠席ですので、山本委員より文書を預かっています。代読させていただきます。「11 月 21 日に武井推進委員と 2 人で本人立会のもと現地確認を行いました。現況は畑で今後も野菜類を作っていくとのことですので問題ないと思います。よろしくをお願いします。」ということでございます。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんまたは推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 1 号議案の農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

◎続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請進達について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1番について説明（具同田黒二丁目）

農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。土地の表示は具同田黒二丁目4番1、地目は登記現況とも田、面積367㎡他1筆、申請者の譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。番号1につきましては11月21日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

この度、宅地分譲地に転用するという申請です。場所につきましては、具同側赤鉄橋から自由ヶ丘団地方面へ350メートルほど行った市道沿いの所にある農地になります。申請地の西側は申請譲受人所有地、東側は宅地、北側は幅員12メートルの市道となっており、南側は農地所有者から同意を得ており、周辺の農地に与える影響はありません。排水に関しましては、雨水は既設市道側溝へ、雑排水は合併浄化槽を経て市道の既設側溝へ排水する計画となっております。申請地は、都市計画区域の用途地域に指定された第2種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

事務局の説明どおりです。水の処理も問題ありません。都市計画区域の所で段々と宅地化になる所です。よろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特に問題はありません。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

◎続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページ及び5ページになります。

1番について説明（岩田）

番号1。土地の表示は、岩田 上野地 1274番2、登記地目は畑、面積は238㎡、他1筆、申請者、申請事由は議案書のとおりです。

番号1につきましては、11月21日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、後川地区担当の山本委員、武井委員立会いのもと現地確認を行いました。

現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの3ページ及び4ページをご覧ください。申請地は岩田で、利岡保育所から東に約300メートルの場所になります。申請事由は、1274番2につきましては、平成5年頃に埋め立て、隣接者に駐車場として賃貸して現在に至っているため、1307番につきましては、申請地の南側部分を昭和40年頃から賃貸し、今の借主の祖父が車庫兼倉庫を建築して代々使用しており、残りの北側部分は、平成元年頃から平成20年頃まで、隣接していた米屋に賃貸し、米屋が籾殻の焼却場として使用していたのでその灰が堆積したままで耕作が出来ず、現在まで放置されているためと申請代理人より確認しております。1274番2につきましては、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。1307番につきましては、前のスクリーンとタブレットの4ページのとおり、南側部分には既に倉庫が建っておりますが、北側部分は、耕作不能ではないと事務局は判断しました。以上、非農地証明については、1274番2は適当、1307番は不適当と判断しました。なお、現場では、20年間も籾殻や灰が堆積されて、本当に農業経営が出来るのかという意見や、土を入れたら耕作出来るのではないかなどの意見が出ておりました。

2番について説明（九樹）

続きまして番号2。

土地の表示は、九樹 クロノウラ、2018番2、登記地目は田、面積は226㎡の内36㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。

番号2につきましては、11月21日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの5ページ及び6ページをご覧ください。申請地は九樹で、九樹集会所から南に約200メートルの場所になります。

申請事由は、昭和59年、2018番2の土地に農業用倉庫を建築し、宅地として現在まで使用してきたためと申請代理人より確認しております。令和元年10月29日付で農用地区域除外が完了したことから、申請代理人より非農地証明願が提出されたものです。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。

3番について説明（入田）

続きまして番号3。

土地の表示は、入田 杉ノ内 3198番5、登記地目は畑、面積は92㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号3につきましては、11月21日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、具同地区担当の正木委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの7ページ及び8ページをご覧ください。申請地は入田で、具同小学校から北西に約400メートルの場所になります。

申請事由は、昭和5年月日不詳より宅地として使用し今日に至っているためと申請代理人より確認しております。

す。申請地は、人工的に手を加えてから 15 年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。

4 番について説明（江ノ村）

続きまして番号 4。

土地の表示は、江ノ村 カケヒノサキ 2168 番 4、登記地目は田、面積は 556 m²、他 2 筆、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号 4 につきましては、11 月 21 日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの 9 ページ及び 10 ページをご覧ください。申請地は江ノ村で、生ノ川太陽光発電所から東に約 200 メートルの場所になります。申請事由は、2168 番 4 につきましては、平成 8 年月日不詳より市が仮橋設置のための駐車場、資材置き場として使用し今日に至っているため、2168 番 9、2168 番イの 5 につきましては、平成 8 年頃耕作放棄し、平成 13 年頃より原野となり今日に至っているためと申請代理人より確認しております。

申請地は、人工的に手を加えてから 15 年以上経過している農地 及び 耕作放棄してから 10 年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。

5 番について説明（荒川）

続きまして番号 5。

土地の表示は、荒川 丁ダ 981 番 3、登記地目は田、面積は 105 m²、他 11 筆、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号 5 につきましても、11 月 21 日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの 11 ページ及び 12 ページをご覧ください。申請地は荒川で、荒川地区集会所から南西に約 60 メートルの場所になります。申請事由は、平成 11 年頃に耕作放棄され、平成 16 年頃より原野となり今日に至っているためと申請代理人より確認しております。申請地は、耕作放棄してから 10 年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1 番の関係委員さん」ですが、山本委員が欠席ですので武井推進委員お願いします。

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

引き続き代読させていただきます。「まず 1274 番 2 ですが、申請代理人立会いのもと現地確認を行い、現状は駐車場として利用しており事務局の説明どおりです。問題ないと思います。次に 1307 番ですが 11 月 21 日会長、事務局、申請代理人立会いのもと現地確認を行い、再度 11 月 24 日に確認に行きました。現地は申請地の 6 割ぐらいに倉庫が建っています。残りは米屋に賃貸し米屋が穀物の焼却場として使用していましたが、十数年前から使用しておらず、灰が堆積したまま耕作放棄地となっています。周りにははす芋の残りが 5～6 株ある状態です。もとは一枚の土地だと思いますが、倉庫部分は掘り下げて建てられており、残りは倉庫より 30～40 cm 高く、市道からは 90 cm ほど低い位置にあり、豆トラ程度の耕運機なら搬入して耕すことができますが、今後も耕作する意思は無いとのこと。今回は非農家に倉庫ともどもこの申請地を売買したいので、非農地証明の申請となっています。審議をよろしくお願いします。」となっています。

◆議 長 （福留会長）

この件については小休にして、皆様の意見をお聞きしたいと思います。今、地元の武井委員さんより説明もありましたが、もう一度事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

小 休

正 会

◆議長（福留会長）

正会にします。第3号議案、番号1について非農地証明として交付することに賛成の方の挙手をお願いします。

◇農業委員

《11名挙手》

賛成者11名ですので、賛成者多数として非農地証明については適当と認め、原案のとおり交付することといたします。

◆議長（福留会長）

続きまして「2番、4番、5番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

11月21日会長、事務局、申請代理人と現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明どおりで問題ありません。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

続きまして「3番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

3番の土地ですが私の幼少の頃から宅地となっておりまして問題は無いと思います。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について2番から5番まで一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

◎続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は6ページ、農用地利用集積計画書（案）は6-1ページになります。それでは1番を説明いたします。借受人は鍋島地区において、主に生姜を栽培している認定新規就農者です。申請地については、貸付人は1名、農地は鍋島北谷山4657番1、地目は畑、面積は2,177㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの13ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸借権の設定で作物は生姜です。賃借料は10a当たり10,000円です。貸借期間は令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間です。借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、農用地全てにおいて農地を有効に活用することが見込まれますので、四万十市農用地利用集積計画（案）を適当と認め、市長に答申を行いたいと考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号 17 番 尾崎委員（東山地区担当）

この借受人については 11 月の総会において畠中委員より計画案の説明があった人で承認をもらっていますので問題は無いと思います。本人についての再度の確認はしていませんが、問題は無いと思います。

◆議 長 （福留会長）

畠中委員さんから、意見などはございませんか？

◇議席番号 19 番 畠中委員（下田担当）

特にありません。

◆議 長 （福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

問題ないと思います。

◆議 長 （福留会長）

他にご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◎続きまして追加議案ですが、第 5 号議案の農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。第 5 号議案農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請進達について説明します。追加の議案となり申し訳ありません。資料はお手元に配布しております分と前のスクリーンをご覧ください。スクリーンは 7 月の総会の時の分で地番が 5 番 地目 田 2 0 9 m²です。4 番 2 はこの左隣の土地となります。この度、宅地分譲地からショールームを建築するという事業計画変更申請です。場所につきましては、具同側赤鉄橋から自由ヶ丘団地方面へ 350 メートルほど行った市道沿いの所にある現在は宅地です。周囲は宅地及び隣地も今回 5 条転用申請があったところであり被害防除策は無く、計画の事業計画の変更については適当であるものと考えます。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。「1番の関係委員さん」調査依頼が出来ていませんでしたが、何かありましたらお願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

この件については 11 月 21 日会長、事務局、私で現地調査の時に話はいただきました。適当と思いますのでよろしくをお願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

◎続きまして、委員の皆さんの方から何かございませんか。事務局の方から何かありませんか。

谷崎委員より 2019年度中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会の報告
台風19号災害による募金について協力依頼

以上、事務局から報告をする。

◆議長（福留会長）

他に無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

令和元年11月29日

議長

福留宣彦

署名委員

谷崎容子

署名委員

篠田新生